

GOGOテンロゴマーク使用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、「GOGOテン」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(権限)

第 2 条 ロゴマークに関する一切の権限は、J A宮崎中央会に属する。

(使用の基準等)

第 3 条 ロゴマークを使用する者は、本規程及び別添「GOGOテンロゴマーク使用ガイドライン」を遵守しなければならない。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) J Aグループ宮崎の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他会長が不適當と認めた場合

(使用の停止等)

第 4 条 会長は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第 5 条 本会は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 6 条 本会は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第 7 条 この規程に関する事務は、J A宮崎中央会営農対策部が行う。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は会長が行う。

(附則)

1. この規程は、平成28年12月15日から施行する。